

第九期第3回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和3年12月13日（月） 午前10時～10時45分
- 2 会 場 練馬区役所本庁舎19階 1906会議室
- 3 出席者 荻野委員、伊藤委員、中村委員、吉田委員、藤宮委員、
松原委員、北沢委員、柴宮委員、屋澤委員（代理）、粉川委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
 - （1）開会
 - （2）新規登録協議 NPO法人 福祉送迎わかば
 - （3）練馬区における福祉有償運送登録団体について
 - （4）今後のスケジュールについて

（1）開会

会長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第九期第3回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の第2回運営協議会が書面開催となりましたので、本日、私は初めて会長をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、4月に人事異動がございまして、区側の出席者が変わっております。交通企画課の粉川が着任しましたので、今回から参加させていただきます。

委員 交通企画課長の粉川と申します。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、よろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本協議会の実施にあたっては短時間でスムーズに議事進行をしたいと考えておりますので、何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。委員数13名のところ、現在8名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、交通機関の影響により、遅れて出席予定の委員がいらっしゃいます。出席状況については以上となります。

会長 それでは、次に、配布資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 （資料確認）

（2）新規登録協議

会長 それでは、次第2「NPO法人福祉送迎わかばの新規登録協議」に移らせていただきます。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 NPO法人福祉送迎わかばの新規登録について、まず概要を説明して、続いて、お配りしました資料1「要件確認表」に基づいて説明します。

福祉送迎わかばは、広く一般市民を対象として、保険、医療、福祉の増進を図る活動を行うNPO法人として、令和3年9月28日にその認証を受けました。高齢者や障害者の定期的な通院、冠婚葬祭など社会生活への参加のための移動や日常の買い物などの移動、介助サービスを提供します。また、移動支援のほかにも、買い物代行や公共料金の払込みなど日常生活に寄り添ったサービスを提供します。併せて今後は、車いすや歩行補助器を使用する人への移動支援技術の研究を進めるとともに、高齢者施設での講演会や実技講習会の開催を予定しており、利用者にとって、安心安全な移動介助の普及啓発活動を行い、人にやさしい社会づくりに寄与することを目的としている団体です。

続きまして、資料1「要件確認表」をご覧ください。

No.1「運送主体」は、NPO法人福祉送迎わかばで、練馬区桜台に事務所があります。

No.3「旅客から収受する対価」については、資料1の8ページをご覧ください。事業所を発車した地点から降車した地点までの距離制で、初乗り1kmまで300円、以後1kmごとに150円加算されます。待機料金は、利用者都合により車両を待機させた場合に適用され、1時間あたり1,000円となっています。また、介助料金は、介助を行った場合に適用され、乗降介助、階段介助、室内介助が、それぞれ500円となっています。タクシー料金との比較については、9ページに比較表として作成いただいたものがありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

No.4「使用車両」についてですが、団体の所有の福祉車両が1台ございます。

No.5「運転者」については、二種免許を所有している運転者が1名で、こちらは、運転免許証の確認を行っております。運転者については、4ページに記載がありますので、後ほどお目通しください。

No.7「運送対象」についてですが、分類イ～トまでの方々を対象としています。また、現時点で登録を予定している方が11名いらっしゃいます。この方々は全て身体障害をお持ちの方で、以前より支援等をされていた方々です。

No.8「損害賠償措置」についてですが、対人・対物賠償について、無制限の自動車保険に加入されています。

最後になりますが、11ページに福祉送迎わかばの近隣の方用の案内チラシを添付しておりますので、参考としてお目通しください。

事務局からの説明は以上です。

会長 事務局からの説明が終わりましたので、福祉送迎わかばさんから補足の説明等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

わかば 特にありません。

会長 それでは、質問やご意見がございましたらお願いいたします。

副会長 今の説明の中で、利用者が身体障害で11名いらっしゃるということですが、どのような身体障害なのでしょう。車いすを使っているのでしょうか。

わかば ほとんどが車いすの方です。

副会長 ということは、車いすが乗れる車でしょうか。

わかば 車いすのまま乗れる車です。

副会長 スロープですか。

わかば スロープです。

副会長 その車は、もう既にお持ちだということですか。

わかば はい。そうです。

副会長 それで確認です。チラシが入っていました。これの3番目ですけれども、「趣味や旅行、帰省など」というところで、「長距離でも安心できるゆったりした車両を用意できます」とありますよね。ということは、今の登録されているリフト付きの車以外の車を用意するということですか。

わかば 今の車でも対応できる部分もあるのですけれども、どうしても、長距離、他府県に行くようなときには、仲間の車が1台ありますのでそれをお借りしようと思っています。

副会長 登録した車両のみを使うということになっていますので、ほかの車を用意しますとなると、登録していない車を使うということになってしまいますので、そのあたりをご確認ください。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 今回は福祉有償運送の協議であるので、輸送の部分のお話なのですけれども、福祉運送を事業としてやられるということでしたら、いわゆる福祉限定という枠組みがありますが、それをなさらなかった理由などはあるのでしょうか。

わかば 一般のタクシーの方は、ドアツードアと言いましても都営住宅の3階からの搬送というときに対応できないのではないかと思います。かといって、限定されている介護タクシーだと階段介助ということで、かなりの料金がかかりますので、お客様の方も使用できない面もありますので、そこを低価格でやりたいと思っています。

委員 低価格で提供されたいというのは分かるのですけれども、いわゆる無償のボランティアのような形で、今も11名の方をお世話されているのですか。お金をとらずに。

わかば 介護タクシーの方で、お世話をさせていただいています。

委員 介護タクシーを利用されている方々が、会員になられるということですか。

わかば そうということですか。

委員 あと、気になりましたのは、先ほどの11ページのチラシのところで、運送の対価の中で、介助料が設定されているのですけれども、チラシには「介助料は無し」と書いてあります。

わかば 訂正します。

委員 あと、上のところに「介護・福祉料金」とあるのですが、これは協議の中で認められた対価ということになりますので、介護・福祉料金という設定ではないと思います。

副会長 「介護」ということは、介護保険となってしまうので、扱いを注意した方が良いでしょう。

委員 そうだと思います。「福祉料金」というのも。

わかば そうですね。

会長 ここは、「介護・福祉料金」と書かれた意図はありますか。

わかば 今回始めるにあたって、いろいろなところの資料を取り寄せてこれを作ったものですから、内容を理解せずに作った部分があります。例えば、こういうことをやりたい

なということで、おおまかに作ったリーフレットで、中身がそぐわないところがあるかと思えます。

会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

委員 これから正式に協議が調ったら、この枠組みでの輸送を開始するという段階なのでしょうけれども、車両を1台お持ちなのは良いとして、車検証とかは事務局が確認していますか。

事務局 はい。確認しています。

委員 体制の部分で、代表の前田さんは、ひたすらお一人でやられている感じで大変そうだなと思います。運転者を増やすですとか、管理体制を充実させるですとか、そういうご予定はあるのでしょうか。

わかば 将来的には考えておりますけれども、最初ですから、やってみて、利用者の動向を見ながら増やしていく気持ちはあるのですけれども、あまり先のことまでは考えていません。

会長 よろしいですか。

委員 わかりました。

委員 利用者数について、これはもう登録されているのですか。先ほどの11名とか。

わかば 登録していません。

委員 そうすると、まだオープンしているわけではないですから、11名というのは見込み数ですか。

わかば そういうことです。

委員 何か根拠があるのですか。

わかば 知り合いの方です。

委員 知り合いの方で、使いたいと。

わかば はい。

委員 なるほど。それで、11名の方というのは、練馬区の方ですか。

わかば 練馬区の方です。

委員 板橋区に近いですね。桜台は。

わかば 練馬区の方です。

委員 区外の方が利用するときには、その区に、例えば板橋区なら板橋区の協議会に審議してもらわないといけないということになりますか。

委員 そうですね。ここの運営協議会で話すのは練馬区の発着になります。練馬区外の方がいらっしゃる場合、基本的には、練馬区に来るといふ運送なら問題ないとは思いますが。ただ、練馬区外の利用者さんを運ぶのであれば、おっしゃるとおりで、ほかの区、その方の区の運営協議会でも合意を得てもらうというのが正しいやり方ではあるので、もし今後、区外の利用者さんが増える場合は、その区の運営協議会でも図るよふにということと考えていただけたらと思います。

委員 アドバイスとしては、できれば区の方にご確認されておいた方が良いかもしれないですね。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 事務局から送っていただいた資料の中で、何点か書き方を直していただきたい点

があります。申請の段階で直っていただければ良いです。

まず、1点目が、様式第2 - 1号の「運送区域」のところで、「練馬区及びその周辺」と書いていますが、今回の合意を得るのは「練馬区」なので「及びその周辺」を削ってください。

次に、2ページ目の「5. 配置する自動車の種別ごとの数」のところで、一番右側の合計数が抜けてしまっているのので、合計数を入れるようにしてください。

それと、6ページ目の「運行管理の体制」を書いてもらった書面があると思いますがけれども、ここのところで先ほどお話に出ていたと思いますが、体制についてです。今は、一人でやられているということですが、バスタク、トラックもそうですが、基本は、運行管理前の点呼の関係は本人のセルフチェックを認めていないので、自家用有償運送も同じようにやってほしいのです。資料では、運転手本人になってしまっているのので、これだと運行管理の体制上よろしくないのので修正してください。お願いします。

最後、事前にお話が出ていたのですが、チラシのところで「乗降介助料無し」となっていますが、それを削ってもらうのが良いと思います。

あとは、「ゆったりとした車両の用意もできます」というところですが、車両登録制になっていますので、こういう書き方をしてしまうと事前に用意しておかないといけないというのもあるので、ここも、なるべく言い回しを変えろとか、車を用意しておくとか対処していただくのが良いかなと思います。

事前にもらっていた資料の内容だと、今お伝えしたとおりですが、机に置いてあった、わかばさんの定款の目的のところ、目的は全部文章で書かれているみたいですが、これは絶対こうしてくださいというわけでもないのですが、目的欄に、例えば「自家用有償運送」や、今回やる事業の項目というのをいれておいてもらった方がよろしいかなというのと、目的欄の5、6行目「さらに」のあと、診察券の申込みとか買い物代行とか公共料金の払込みとか、代わりにやる事業も展開しますというようなことが書いてあるのですが、買い物代行などは、物によって一般貨物や軽貨物というほかのトラックの運送事業に該当してくる場合もあるので、やるのであれば、事前に運輸支局に確認してください。

今、資料を確認した中だと以上のところで、事前にお話があったところと被っている点もあると思いますが、もし、ここで合意を得て申請を出されるようであれば、今お伝えした点を修正していただいた上で出してもらえたらと思います。

運営協議会の場に出してくる資料はこれだけですけれども、実際に申請を出すときは、さらに資料が必要になるので、そこは大丈夫ですか。出す資料は分かっていますか。利用者側の会員名簿も出してもらう必要があるのので、申請段階ではもう登録していないといけないので、今しがた言われていた見込みの11人の会員登録を、もし合意を得られればしてもらって、その上で申請を出すようにしてください。以上です。

会長 ありがとうございます。NPO法人の定款というのは、変更するのに時間がかかりますか。

委員 もちろん、この書き方がだめというわけではないのですが、今後何かの機会に。

会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

委員 資料2で団体の一覧がありますが、この協議会で協議が調って、実際に活動しているのが9団体とのこと。行政の方も、この協議会で扱う団体として、ほかの団体は

どのようなことをやっているのだろうか、実際大変なのではないかとか、そういった情報交換をやっていただくと、活動に入るときにスムーズになるのではないかと思います。区内で活動しているほかの団体をご参考にさせていただければ。エリアも同じですし、いろいろなお苦勞だとか、自分が経験する前に、お話だけでも聞ければと思います。事務局の方で、そういったフォローというか工夫もしていただけたら良いのかなと思います。

会長 ご意見ありがとうございます。情報交換の会ですとか、そういったことについても意見として挙げてみても良いのかなというふうに思いますけれども、今まで、わかばさんの方では、有償運送をされている方のお話とかを伺ったりとか、そういう機会はございましたか。

わかば 介護タクシーをやっている方にはいろいろと聞いたことはあります。ですが、あまり教えてもらえませんでした。私は経験がないので、わからないところがありました。そういう会を開いていただくと本当に助かるなと思います。このチラシについても、実は他のところから見せてもらって作った状態ですので、それで、内容がそぐわないところも確かにあるかなとは思いました。

副会長 今の話の中で「介護タクシー」という言葉が出てくるのですが、ここは介護タクシーではなく福祉有償運送ですから、できれば練馬で福祉有償運送をやっているようなところのパンフレットを参考にするのが一番良いのですけれども、よろしく願います。

会長 ほかにいかがでしょうか。

本日、委員の方から様々なご意見をいただいております。チラシの内容の件ですとか、事前に提出していただいた資料の内容についていただいておりますけれども、会として、申請書類の内容を確認したいかどうか、ご意見はありますか。

委員 それは、事務局にお任せします。

会長 わかりました。

委員 申請段階だとチラシは添付書類にはなっていませんが、利用者への周知をするのにこれを使うのであれば、委員の方で確認してからの方がよければ。

会長 そうですね。

委員 申請段階では、チラシは作る必要はないのでしょうか。

会長 チラシの部分など、よろしければ事務局とわかばさんとでもう一回確認させていただいて、直していくというような形で進めてよろしいですか。

(はい)

会長 それでは、新規登録に向けての協議が整ったものとしてもよろしいでしょうか。

(はい)

会長 ありがとうございます。

(3) 練馬区における福祉有償運送登録団体について

会長 それでは、次第3「その他」に移らせていただきます。練馬区における福祉有償運送登録団体の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 練馬区における福祉有償運送団体の状況について説明いたします。資料2をご

覧ください。令和3年12月13日現在、練馬区において福祉有償運送の登録をしている団体は9団体ございます。各団体の更新期限等につきましては、この場では割愛いたしますが、このうち、2団体については次回更新しない旨の連絡を受けております。事務局からの説明は以上です。

会長 ご質問、意見等がございましたらお願いします。

委員 特に廃止の理由はなく、ということなのですか。

事務局 細かい部分ではないかもしれないのですが、運転手の方や法人全体の高齢化が進んでいて、体力的にも、というところがあると聞いています。

副会長 そうなると、そこに頼って輸送されている利用者さんというのはどうなってしまうのですか。

事務局 同じく福祉有償運送に登録している団体に、会員の方を移動させるような手配をしていると聞いています。

副会長 できれば区でも、そのあたりをフォローしてあげた方が良いと思います。結局は、利用者が第一なので、利用者の移動を確保する。逆に、タクシーで輸送できるようになったというのであれば、タクシーを使えば良いわけであって。

会長 その点については、確認をしていきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

副会長 今日のわかばさんは、情報を知らないような感じがありました。団体で横の連絡を付けてくれば、すごく良いのではないかなと思うのです。わかばさんだけがやるのではなくて、全員がやれば全てがバージョンアップしていくので。

委員 以前、団体からの委員さんで、すごく面倒を見てくれた方がいらっしまったんですよね。そういうのが良かったかなと思いました。

会長 団体同士の情報交換ができるような仕組みやきっかけといったものについて検討していく必要があるのかなと、今日お聞きしていて思いましたので、検討してまいりたいと思います。

委員 行政がハンドリングするというのは必要だと思いますので。

会長 はい。いずれにしても、今回のわかばさんについては、他団体の状況や、苦勞している点ですとか、情報が取れるように考えてみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、こちらで用意した議題については全て終了いたしました。

(4) 今後のスケジュールについて

会長 最後に事務局より、次第4「今後のスケジュール」について、お知らせをお願いします。

事務局 今後のスケジュールについてですが、令和3年度については、更新予定団体が1件、今お話をいただいております新規登録の希望団体が1件ございます。日程につきましては2月下旬～3月上旬で調整しておりますので、決定しましたら速やかに開催通知にてご連絡いたします。このほかに協議会の必要が生じた場合には、別途ご連絡をいたします。スケジュールについては以上です。

会長 ありがとうございます。

この際、何かございますか。もし、よろしければ、これを持ちまして第九期第3回練馬区福祉有償運送運営協議会を閉会したいと思います。本日はご審議どうもありがとうございました。